

放射線管理区域への入域時における装備品の未着用について

平成 18 年 7 月 18 日午後 4 時 30 分頃、排風機建屋^{*1}の放射線管理区域^{*2}内で空調機点検作業を終了した協力企業作業員 4 名のうち 1 名が、3・4 号機サービス建屋の入退域監視装置にて退域手続きを実施した際、警報付個人線量計^{*3}を着用せずに、誤って放射線管理区域に入域していたことに気づきました。

当該建屋の放射線管理区域へ入域する際は、3・4 号機サービス建屋のチェックポイント^{*4}で警報付個人線量計、鍵および放射線管理区域出入りチェックシート（以下、チェックシート）を受領後に、入退域監視装置にて手続きを行う運用としております。

これまでの調査において、当該作業員は、チェックポイントにおいて鍵およびチェックシートを受領後に、作業員全員の警報付個人線量計の着用状況をチェックシートに記入し入域しましたが、退域手続きの際、自身の警報付個人線量計の未着用に気づいたことがわかりました。

今後、原因を調査いたします。

なお、評価の結果、当該作業員の放射線による被ばくはありませんでした。

以 上

* 1 排風機建屋

タービン建屋用排気ファンを設置している建屋で、原子炉建屋等とは別棟となっており、4 号機の南側にある。

* 2 放射線管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。

* 3 警報付個人線量計

作業員個人の被ばく線量および放射線管理区域の入域時間を測定する測定器。被ばく線量や入域時間があるレベルに達したときにアラームが鳴る。

* 4 チェックポイント

管理区域へ入域する人および物品の出入りを監視する場所で、監視員が常駐している。